



社会福祉法人さつき会 奨学金返還支援手当

社会福祉法人さつきでは、法人の理念実現に必要となる福祉及び医療に係る人材の確保と育成を図ることを目的に、法人に正規雇用され、該当資格に基づく業務に従事する職員に対して、返還する奨学金の一部を返還支援手当として支給します。

★支給内容

最大180万円(18万円×10年間)

★支給金額 申請年度内に返還した奨学金の額
(上限額18万円)
※就労期間が1年に満たない場合は、
就労月数で案分した額を支給対象の
返還金額とする。

★支給期間 10年間
(支給対象として認められた最初の返還月から起算して10年を限度)



★対象者

次の要件をすべて満たす正職員

- ① 奨学金の貸与を受けて大学、短期大学又は専修学校専門課程に進学していた職員
- ② 介護福祉士、社会福祉士、看護師、保健師、助産師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、精神保健福祉士又は保育士の資格を有する職員
- ③ 平成20年4月1日以降に、社会福祉法人さつき会に正規雇用され、社会福祉法人さつき会に事業所において前号に掲げる資格に基づく業務に従事する職員
- ④ 支援手当の交付を申請する年度の末日まで継続して当該事業所に勤務する職員。
- ⑤ 現に奨学金の返還を行っている職員又は申請年度に奨学金の返還を開始する職員
- ⑥ 奨学金の返還に滞納がない職員
- ⑦ 道税・市町村税に滞納がない職員

★対象となる奨学金

- ① 独立行政法人日本学生支援機構奨学金
- ② 理事長が認める奨学金